（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第四十二条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号チ中「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に改める。

第二十四条の二の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「よつてされた」を「よる」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条第一項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同項ただし書中「天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない」を「正当な」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「裁定の申請期間」を「前二項に規定する期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第二十五条の二第二項第一号中「及び年齢又は名称並びに住所」を「又は名称及び住所又は居所」に改め、同項に次の一号を加える。

八　前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由（同条第一項本文又は第二項本文に規定する期間の経過後に申請する場合に限る。）

第四十八条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「よつてされた」を「よる」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第四十三条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第六条の三第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなす。

第六条の五第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の三第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項から第十八項までを削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第四十五条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「、同条第十項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「再審査請求をすることができる」と、同条第十二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と」を削る。

第三十九条第一項中「第十九条、」を「第十九条並びに」に改め、「並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　企業職員については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定は、適用しない。ただし、第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定による処分を受けた場合は、この限りでない。

（有線電気通信法の一部改正）

第四十六条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「総務大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立てに対する決定をしようとするときは」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「公開による意見の聴取を行わなければ」を「同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十八条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

4　審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第百二十条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第百二十一条中「第二十七条」を「第三十四条」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の四及び第三十二条を削り、第三十一条の三を第三十二条とする。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正）

第五十条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない」を「第十八条第二項の規定は、適用しない」に改める。

第十五条第二項を削る。